

正誤チェック

正解率

司49.1%

予37.1%

AのBに対する金銭債権（以下「甲債権」という。）とBのAに対する金銭債権（以下「乙債権」という。）との相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア．甲債権と乙債権の両方の弁済期が到来した後、甲債権がAからCに譲渡され、その対抗要件が具備された。この場合において、Bは、CがBのCに対する金銭債権（丙債権）と甲債権とを相殺した後であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってCに対抗することができる。

イ．乙債権は、Aの債権者であるDが甲債権を差し押さえた後に、Bが他人から譲り受けたものであった。この場合、乙債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるとしても、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってDに対抗することができない。

ウ．甲債権は、Bの悪意による不法行為に基づいて生じたEのBに対する損害賠償債権を、AがEから譲り受けたものであった。この場合、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってAに対抗することができる。

エ．甲債権の弁済期が到来した後に、Aの債権者であるFが甲債権を差し押さえた場合には、Bは、差押え前に取得していた乙債権の弁済期到来前であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってFに対抗することができる。

オ．Aが甲債権をGに譲渡し、その対抗要件が具備された後、Bが乙債権を取得した。この場合において、Bは、乙債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいてA B間で生じた債権であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってGに対抗することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

(司法R 3-21, 予備R 3-9)

司法R3-21, 予備R3-9	相殺
正解 3	

正しいものは、イ、ウであり、正解は3となる。

- ア 誤り。 相殺をするためには、相殺するのに適した状態になければならない（相殺適状）。判例は、相殺適状は、原則として相殺の意思表示がされたときに現存することが必要であり、いったん相殺適状が生じていたとしても、相殺の意思表示がされる前に一方の債権が弁済、代物弁済、更改、相殺等の事由によって消滅していた場合には相殺は許されないとしている（最判昭54.7.10 民法百選II〔第2版〕43事件）。したがって、本記述のように、甲債権がAからCに譲渡され、その対抗要件が具備された場合、甲債権の債務者Bは、CがBのCに対する金銭債権（丙債権）と甲債権とを相殺する前であれば、甲債権の譲渡の対抗要件具備時より前に取得した乙債権を自働債権、譲渡に係る甲債権を受働債権とする相殺をもって、Cに対抗することができるが（民法469条1項）、CがBのCに対する丙債権と甲債権とを相殺した後においては、甲債権は消滅し、これを受働債権とする相殺をすることはできない。よって、本記述は誤りである。*潮見（プラクティス債総）426頁。中田（債総）468～469頁。
- イ 正しい。 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができないのが原則であるが（民法511条1項）、差押え後に取得した債権であっても、差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる（同条2項本文）。ただし、この場合であっても、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したものであるときは、相殺をもって差押債権者に対抗することができない（同項ただし書）。自働債権の発生原因が差押え前に存在していたのであれば、この原因に基づいて生じた債権を相殺によって回収することへの期待は、差押えの前に形成されており、この期待は保護に値することから、同511条1項の例外として、拡張的に相殺を認める一方で（同条2項本文）、差押え後に他人の債権を取得した場合には、第三債務者の相殺への期待が差押え前に生じていたとはいえないから、例外の例外として、相殺を認めないとしたものである（同項ただし書）。本記述において、乙債権は、Aの債権者であるDが甲債権を差し押さえた後に、Bが他人から譲り受けたものであるから、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってDに対抗することができない。よって、本記述は正しい。*内田Ⅲ320～321頁。潮見（プラクティス債総）440～441頁。中田（債総）484～486頁。
- ウ 正しい。 悪意による不法行為に基づく損害賠償債務の債務者は、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときを除き、相殺をもって債権者に対抗することができない（民法509条1号）。このような場合に相殺を禁止することにより、不法行為の誘発（債権者が債権を回収できない腹いせに債務者に不法行為をすること）を防ぐ趣旨である。本記述において、甲債権は、Bの悪意による不法行為に基づいて生じたEのBに対する損害賠償債権を、AがEから譲り受けたものであるから、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってAに対抗することができる。よって、本記述は正しい。
- なお、同号の「悪意」は、故意（同709条）があるにとどまらず、積極的に

他人を害する意思までもが認められることを要すると解されている。*内田Ⅲ 308～309頁。潮見（プラクティス債総）433～434頁。中田（債総）475頁。

エ 誤り。

相殺をするためには、双方の債務が弁済期にあることを要する（民法505条1項本文）。差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができるが（同511条1項）、同項によって弁済期未到来の債権による相殺が可能となるものではない。したがって、本記述において、Bは、乙債権の弁済期が到来する前においては、乙債権と甲債権との相殺をもってFに対抗することができない。よって、本記述は誤りである。
*内田Ⅲ305頁。潮見（プラクティス債総）425頁。中田（債総）470頁。

オ 誤り。

債権が譲渡された場合、債務者は、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって、譲受人に対抗することができないのが原則であるが（民法469条1項）、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じたものであるときは、債務者は、対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときを除き、その債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（同条2項1号）。したがって、本記述において、乙債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいてA B間で生じた債権である場合には、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってGに対抗することができる。よって、本記述は誤りである。
*内田Ⅲ320～321頁。潮見（プラクティス債総）504～507頁。中田（債総）657～659頁。

（試験対策講座の参照頁） 債権総論（第4版）119～125頁，220～223頁。

伊藤塾

【MEMO】